

欠損金の控除と銀行救済

赤字（欠損金）が出たら、翌期以降の黒字（課税所得）と相殺できる税務上のルールがあります。これを欠損金の繰越控除といいます。今年の税制改正案ではこの欠損金の繰越控除制度を見直し、控除限度額をその事業年度の繰越控除前の所得金額の80%に制限し、欠損金の繰越期間を9年（現行7年）に延長する、としています。

欠損金の繰越控除制限の情報が流れるや否や、税理士会側から、欠損中小企業を犠牲にするような税制改正には反対とのメッセージが素早く発せられ、その効果があったか、中小法人には現行の控除限度額が認められる、という改正案になっています。

7年前、金融庁は税制改正要望として、銀行破綻を救うために、銀行については赤字の繰り越しの期間を5年から10年に延長することを求めました。その結果、平成16年度の税制改正では、欠損金の繰越控除期間が5年から7年に延長され、さらに大幅な損失を計上していた過去3年前に適用期間を遡及することにされ、要望の10年が実現しています。総予算枠70兆円と言われた公的資金の投入で銀行救済もされていたので、さすがに銀行のみの優遇措置とするのははばかられてか、制度は全ての企業を対象とすることになりました。

国税庁の公表データによると、欠損金の繰越控除の

利用実績は確かに金融保険業がダントツに多く、毎年2兆円規模となっています。欠損金の繰越控除の利用があるということは、単年度では黒字決算になっていることです。たしかに、この過去10年間において、リーマンショックの年を除き、大手銀行は順調に業績を回復しています。

かつて、大きな黒字を出しながら税金を負担しない銀行に対し、東京都が業を煮やして銀行課税を実施しましたが、敗訴になり、徴税額に対しては巨額の利子を付して返却させられたということがありました。今度も、趨勢的な現象からみれば、欠損金の繰越控除制限は新たな銀行課税と言えるのかもしれませんが。ただし、メガバンクの欠損金もそろそろ消滅期に近づき、銀行救済の不必要な時機になったので税制改正の照準になったとも言えそうです。

4月。花が咲き始め、新しい年度に入ります。白い壺型の花の群れを咲かせる馬酔木（あしび）は低い木で、呼吸中枢を麻痺させる成分が含まれており、馬が食べると酔ったようになるので馬酔木の名がつきました。奈良公園にも群生していますが、鹿は利口だから決して食べません。「馬酔木咲く奈良に戻るや花巡り 碧梧桐」

5日清明、20日穀雨。



小さいことを積み重ねるのが、とんでもないところへゆく。ただひとつの道だと思っています。

（野球選手 イチロー）

4月の税務メモ

(国 税)		(地方税)	
○ 3月分源泉所得税の納付（特例適用者を除く）	11日	○ 3月分個人住民税特別徴収分の納付	
○ 2月決算法人の確定申告	15日	○ 給与支払報告書の異動の届出	
○ 8月決算法人の中間(予定)申告	5月2日	○ 2月決算法人の確定申告	
	"	○ 8月決算法人の中間(予定)申告	
	"	○ 非課税法人の住民税均等割の申告	
	(地方条例による)	○ 軽自動車税の納付	
		○ 固定資産税、都市計画税の納付	
		○ 固定資産税課税台帳の縦覧期間(1日から)	

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。